

平成 23 年度 環境省重点施策



平成 22 年 12 月
環 境 省

平成23年度環境省予算(案)の概要

【一般会計】

	平成22年度 当初予算額	平成23年度予算(案)額		対前年度比
			うち、「特別枠」 ※1	
	億円	億円	億円	%
(非公共)				
一般政策経費等	1,018	1,040	35	102.1
エネルギー特会繰入 ※2	355	341	65	96.1
計	1,373	1,381	100	100.6
(公共)				
廃棄物	591	528	0	89.3
自然公園	107	100	5	93.4
計	699	628	5	90.0
合計	2,072	2,009	105	97.0

【特別会計】

	平成22年度 当初予算額	平成23年度予算(案)額		対前年度比
			うち、「特別枠」	
	億円	億円	億円	%
	※3 (32)	(38)		
エネルギー特会	387	379	65	97.9
〔うち、京メカクレジット取得費	191	73	0	38.1
CO2削減対策経費	196	306	65	155.9

合計

	平成22年度 当初予算額	平成23年度予算(案)額		対前年度比
			うち、「特別枠」	
	億円	億円	億円	%
一般会計+特別会計 (除:エネルギー特会繰入)	2,104	2,047	105	97.3

※1 「特別枠」:「元気な日本復活特別枠」であり、内訳は別紙のとおりである。

※2 エネルギー特会:エネルギー対策特別会計である。

※3 上段()は、「剰余金」であり、内数である。

※4 エネルギー特会の平成23年度予算(案)額の379億円は、一般会計の繰入額(341億円)に、剰余金(38億円)を加えた額である。

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 計数整理等の結果、異動を生ずることがある。

「元気な日本復活特別枠」要望事項に係る予算(案)額

家庭・事業者向けエコリース促進事業	20億円
家庭エコ診断推進基盤整備事業 (環境コンシェルジュ制度の基盤整備)	3億円
日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業 ～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～	6億円
チャレンジ25地域づくり事業	30億円
生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業	9億円
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	15億円
環境研究総合推進費(競争的資金)	10億円
地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)	12億円
計	105億円

平成23年度環境省重点施策 —持続可能な社会と成長の両立を目指して—

<はじめに>

現在、我が国は、経済が長期間低迷を続けるという深刻な状況にあります。他方、2020年までに温室効果ガスを25%削減するという中期目標の実現など、持続可能な社会づくりに向けた様々な課題を抱えています。本年6月に閣議決定された「新成長戦略」においては、環境保全など社会・経済が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとして、それを経済の成長につなげる「課題解決型」の国家戦略という考え方が示されました。

環境保全の分野でも、「新成長戦略」で示された方向性に沿って、温室効果ガス25%削減目標など長期的観点から必要な目標を掲げ、その達成のために様々な取組を総動員することにより、技術開発の促進、世界に先駆けたモノやサービスの提供等が可能となります。こういった取組を通じて、「強い経済」を実現し、元気な日本を復活させていかなければなりません。

また、本年12月にメキシコで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）や、本年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（国連地球生きもの会議）の成果を踏まえ、途上国支援等の国際貢献を積極的に推進するとともに、関連の国内対策を着実に実施すること等により、環境外交において我が国が主導的役割を果たしていくことが必要です。

特に、中国を始めとする経済成長著しいアジア諸国とは、環境保全のあらゆる分野で連携を強化することにより、これらの国の持続可能な社会づくりに貢献すると同時に、日本企業がアジアの環境市場に応えられるよう促していくことが必要です。

さらに、人を大切にし、命を守るという環境行政の基本的な姿勢を堅持し、安全・安心な生活を実現するための取組を、引き続き着実に実行していくことも必要です。

平成23年度は、このような基本認識の下、「25%削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組」、「国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に向けた取組」、「日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組」及び「安全・安心な生活を実現するための取組」の4つの柱を掲げ、持続可能な社会と成長の両立を目指して、積極的、総合的に各種施策を展開してまいります。

I. 平成23年度環境省重点施策の概要

一 25%削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組

我が国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組の構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を1990年比で2020年までに25%削減することを表明している。また、更に長期的な観点から、2050年までに80%削減することを明らかにしている。

これらの中長期目標の達成など環境保全に関する課題の解決をきっかけとし、これを成長につなげるため、様々な施策を迅速に実施し、低炭素社会づくり等持続可能な社会づくりを強力に推し進める。また、地球温暖化対策に関するすべての施策の基礎となる地球温暖化対策基本法案の早期成立を図り、これに基づき具体的な施策を推進する。さらに、地球規模での低炭素社会づくりに向けて途上国、特にアジア諸国との協力、連携を強化する。

1. 低炭素社会づくりを迅速に推進するための取組

温室効果ガス25%削減目標など中長期目標を実現する低炭素社会づくりは、あらゆる部門での取組が不可欠である。低炭素社会づくりの基礎となる制度を構築するとともに、中長期の地球温暖化対策のロードマップを策定しつつ、民生、エネルギー、企業などの各分野で様々な施策を迅速に実施し、低炭素社会づくりに向けた取組を促進する。

(1) 環境にやさしく、快適な暮らしに向けた取組の促進

中長期目標の達成のためには、民生部門での排出削減の取組を加速することが必要である。このため、低炭素機器等を対象としたエコリースを促進する事業、家庭の省CO₂行動等のコンサルティングを行う環境コンシェルジュ制度の構築に資する基盤整備など、家庭の低炭素化に向けた取組を支援する。

※ () 内は平成22年度当初予算額。以下同じ。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 家庭・事業者向けエコリース促進事業	2,000(0)
・(新) 家庭エコ診断推進基盤整備事業	300(0)

(2) 再生可能エネルギー等の技術の開発・普及

バイオ燃料、洋上風力発電などの再生可能エネルギーの導入について、2020年までに、一次エネルギー供給に占める割合を10%とする目標の達成に向け、技術の開発及び普及を促進する。

【主な予算措置】	百万円
・バイオ燃料導入加速化事業	2,355(2,956)
・温泉エネルギー活用加速化事業	450(50)
・(新) 洋上風力発電実証事業	582(0)

(3) 企業活動の低炭素化に向けた取組

環境は、我が国の強みを活かし、今後も成長が期待できる分野である。事業者間の連携による効果的な取組やサプライチェーンにおける削減の推進等、企業活動の低炭素化に向けた取組を強力に支援することにより、これらの取組が我が国の経済成長を牽引するよう促す。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業	1,800(0)
・サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業	449(29)
・省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	333(160)

(4) 低炭素社会づくり推進のための基盤整備

温室効果ガス25%削減など中長期目標を達成するためには、中長期の地球温暖化対策のロードマップを示した上で、社会全体を低炭素化へ動かす仕組みを構築することが不可欠である。このため、地球温暖化対策のための税の導入等費用対効果の高い政策を具体化するなど、排出削減に経済的インセンティブを与え、削減努力をした者が報われるような社会基盤の整備に取り組む。国内排出量取引制度については産業に与える影響等を見極め慎重に検討を継続するとともに、国内のプロジェクトによる排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」については、国内投資の促進、地域活性化の観点から改善・拡充を図る。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務	91(0)
・カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-V E R）制度の推進事業	1,402(189)
・地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費	15(25)

2. 持続可能な社会に向けた社会経済の仕組みの変革

個別分野の取組の基盤として、世界に先駆けて環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に織り込み、国際競争力を強化しながら、環境・経済・社会が相互に高め合う社会経済の仕組みを構築する。また、こうした観点から環境基本計画の見直しを進めていく。

(1) 環境ビジネス・環境技術への資金供給（ファイナンス）の推進

我が国の社会経済を根本から持続可能な仕組みにつくり変えるために、環境ビジネス・環境技術に十分な資金が供給されるよう、低炭素機器等を対象としたエコリースを促進する事業、環境に配慮した設備投資への融資の促進、環境情報の開示促進等により、環境金融を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 家庭・事業者向けエコリース促進事業（再掲）	2,000(0)
・環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	1,000(350)
・環境金融情報開示・行動原則等推進事業	28(21)

(2) 持続可能な地域・まちづくりの推進

我が国全体で持続可能な社会づくりを推進するためには、地域における積極的な取組が不可欠である。このため、地域特性に応じた低炭素地域づくりの設計図の策定手法を示すとともに、都市未利用熱等の活用を始めとする対策について効果検証を行うチャレンジ25地域づくり事業等を実施することにより、地域資源を活かしたコンパクトな低炭素地域・まちづくりを進める。

【主な予算措置】	百万円
・ 地方公共団体実行計画実施推進事業費	75(50)
・ (新) チャレンジ25地域づくり事業	3,000(0)

(3) 環境経済成長を支えるグリーン・イノベーションの推進

我が国が本来持つ環境分野での強みを活かして、「新成長戦略」に定める二大イノベーションの一つであるグリーン・イノベーションを推進する一環として、気候変動への適応を含めた生物多様性確保のための研究や風力発電による騒音の回避・低減技術の開発等、成果を社会に適用していく研究・技術開発を強化・推進する。

【主な予算措置】	百万円
・ 環境研究総合推進費（競争的資金）	8,007(7,007)
・ 地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）	6,200(5,022)

(4) 「新しい公共」を通じた持続可能な社会を担う人づくり

持続可能な社会づくりに向けて、環境教育の基盤整備を図りつつ、様々な主体の参加と協働により問題解決に当たる「新しい公共」の具体的な実践として、持続可能な開発のための教育（ESD）による担い手の育成を進めるとともに、NPO等の環境保全活動を支援する。

【主な予算措置】	百万円
・ 地域におけるESDの取組強化推進事業（国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年促進事業）	28(35)
・ 環境NGO/NPO等の活動基盤等の強化	68(71)

(5) 環境アセスメントを通じた各種事業における環境配慮の一層の深化

各種事業における環境配慮を深化させるため、環境省における審査体制の強化や環境アセスメントの円滑化等により、低炭素社会づくりを含めた環境配慮を一層促進する。

【主な予算措置】	百万円
・ 環境影響評価制度の運用等及び審査体制強化事業	183(122)
・ 低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業	163(69)

3. 低炭素社会づくり等の世界への展開

COP16での合意に基づく次期枠組の実現を目指し、COP17に向けて、積極的に交渉を進めるとともに、途上国支援を着実に実施する。また、アジアを成長のフロンティアと位置づけ、アジア諸国の低炭素社会づくりに協力することにより、アジアにおける環境対策と我が国の環境産業のアジアにおける展開を促進する。

(1) COP16での合意を踏まえた国際戦略の推進

すべての主要国が参加する公平かつ実効的な次期枠組の実現に向けた我が国としての提案を検討し、主要国に積極的な働きかけを行うとともに、各国の削減対策の有効性評価や、削減対策に関する測定・報告・検証(MRV)の実施のための指針づくりを行うこと等を通じ、国益と地球益の両立を目指す。

【主な予算措置】	百万円
・次期国際枠組みづくり推進経費	122(137)

(2) 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築

我が国が世界に誇るクリーンな技術や製品、インフラ、生産設備等の提供を行った企業が適切に評価されるよう、また、途上国における森林減少及び劣化への対策等も気候変動対策として適切に評価されるよう、既存の京都メカニズムの改善や新たなメカニズムの構築に向け、民間による海外プロジェクトについての実現可能性調査の拡充を図るとともに、途上国におけるモニタリング・検証等に係る体制構築の支援などに取り組む。

【主な予算措置】	百万円
・新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業	3,043(826)
・(新)世界銀行市場メカニズム準備基金拠出金	300(0)
・途上国の森林に係る削減・吸収量の測定事業	274(39)

(3) 東アジア共同体構想を始めとする国際連携の強化

クリーンアジア・イニシアティブ等一連の国際環境協力の推進を通じてアジア諸国との連携を強化することにより、アジアにおける低炭素社会づくりを始めとした持続可能な社会の形成を促進するとともに、我が国の環境産業の展開に資する基盤整備を行う。また、国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けた議論に積極的に貢献する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)国際連携戦略推進費	70(0)
・東アジア共同体環境協力推進費	216(262)
・CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費	804(704)

二 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に向けた取組

平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（「国連地球生きもの会議」、COP10）で、我が国は議長国を務め、生物多様性に関する新たな世界目標（愛知目標）や遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書などの合意に貢献した。この成果を踏まえて、生物多様性の保全や持続可能な利用を促進し、人と自然が共生する社会の実現に向けた取組を推進する。

1. 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた生物多様性保全の取組

国連地球生きもの会議の成果を踏まえて、途上国支援等の国際貢献を推進するとともに、国内における生物多様性保全対策を着実に実施する。

（1）国際貢献の推進

COP10において合意された生物多様性の新たな世界目標である「愛知目標」の達成に向けて途上国の支援を行う。また、COP10期間中に設立された「SATOYAMAイニシアティブ」推進のための国際パートナーシップの運営に向けた取組、IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）の設立に向けた取組など、生物多様性保全の分野における国際貢献を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）	1,038(1,033)
・国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）	160(150)
・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	510(500)

（2）国内における生物多様性保全対策の推進

生物多様性保全のための保護地域の拡大に向けて、その中核を担う国立・国定公園の新規指定・拡張及び海洋保護区の設定を推進するほか、里地里山の保全活用活動を支援する。また、遺伝資源に関するアクセスと利益の配分（ABS）を始めとする経済的措置等について、国際的な議論も踏まえ検討する。

【主な予算措置】	百万円
・（新）生物多様性国家戦略推進費	37(0)
・国立・国定公園総点検事業費	33(36)
・海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	96(95)
・海洋生物多様性保全推進事業費	44(58)
・里地里山保全活用行動推進事業	91(91)
・（新）ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	96(0)

2. 人と生きものが共生する社会の実現

人と生きものが共生する社会の実現に向けて、希少な動植物の保護、野生鳥獣の管理、ペット等の動物の愛護等を推進する。

(1) シカを始めとした野生鳥獣の管理の充実

自然植生や農林業への被害が深刻となっているシカ等の野生鳥獣の管理や、それに係る人材育成を推進するとともに、野生鳥獣が感染・伝播する可能性のある感染症の対策の充実を図る。

【主な予算措置】	百万円
・ 国立公園等における大型獣との共生推進費	76(65)
・ 鳥獣保護管理に係る人材育成事業	42(48)
・ 野生鳥獣感染症対策事業費	98(80)

(2) 希少な野生動植物の保護の推進

種の保存法を始めとした希少野生動植物の保全のあり方を検討するとともに、希少野生動植物生息地における外来種対策等を実施する。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	10(0)
・ 特定外来生物防除等推進事業	372(349)
・ (新) 絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備	40(0)

(3) 動物の愛護・管理の推進

動物愛護管理のあり方を検討するとともに、動物を収容・譲渡するための施設整備への支援や、ペットフードの安全に関する取組を推進する等動物愛護管理の一層の強化に取り組む。

【主な予算措置】	百万円
・ 動物適正飼養推進・基盤強化事業	56(59)
・ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	50(100)
・ 飼養動物の安全・健康保持推進事業費	19(27)

3. 成長戦略の実現に向けた自然資源の活用や国立公園等の魅力づくりの推進

新成長戦略を踏まえ、優れた自然資源を活用して経済的な困難等の問題を抱える地域を活性化するための施策を推進するとともに、魅力ある国立公園等づくりに取り組む。

(1) 優れた自然資源を活用した地域の活性化

自然観光資源の発掘、魅力あるプログラムの開発、持続可能な利用のルールづくり、ガイド等の人材育成に取り組むとともに、エコツーリズム拠点施設の整備や新しい発想による山岳トイレの時限的整備、オーバーユースによる環境劣化対策等の基盤づくりを実施し、疲弊した地域経済の自立と活性化へ寄与する。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業（一部公共）	900(0)

(2) 国立公園等の魅力づくり

国民が誇るべき優れた自然風景地であり、我が国の生物多様性保全の屋台骨であるとともに、観光立国のための重要な資源である国立公園等の魅力を一層高める取組を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	48(0)
・国立公園等における協働型管理運営推進事業	83(55)
・特定民有地買上事業費	117(244)
・自然公園等事業費(公共)	9,512(10,718)

三 日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組

世界に通用する静脈産業を育成することにより、日本経済の成長を牽引すると同時に、我が国の静脈産業のアジアへの展開を促進し、アジアでの循環型社会構築をリードする。また、循環型社会づくりや廃棄物・リサイクル分野における低炭素社会づくりに向けた地域の取組を支援するとともに、引き続き安全・安心な廃棄物処理を推進する。

1. 世界に通用する静脈産業の育成

循環型社会づくりを通じて日本経済の発展を先導するため、静脈産業の更なる成長を目指す。特に、急激な成長を実現しているアジア諸国の廃棄物問題を、我が国の優れた廃棄物・リサイクル技術を活用して解決するため、我が国の静脈産業の海外展開を積極的に支援する。

(1) 静脈産業メジャーの海外展開等

世界に通用する静脈産業メジャーの育成とその海外展開を支援するとともに、アジア3R推進フォーラム等の国際的協力枠組を活用した国際的な循環型社会の構築を戦略的に展開する。また、廃棄物輸入の円滑化を通じた新たなビジネスの創出と、アジア地域循環への貢献を同時に実現する。

【主な予算措置】

百万円

- ・(新) 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業

～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～ [1, 130]

600(0)

※上段[]書は、環境研究総合推進費の中で計上している「静脈産業の海外展開に資する技術開発」(530百万円)を加えた額である。

- ・アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

137(152)

- ・廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

66(73)

(2) 国内静脈産業ビジネスの基盤強化

使用済み製品等に係るリユース事業等や3R活動による環境負荷低減効果の見える化を推進するとともに、次世代廃棄物処理技術の研究を推進すること等により、国内静脈産業ビジネスの基盤強化を図る。

【主な予算措置】

百万円

- ・循環型社会づくりビジネス支援事業

180(220)

- ・リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム「見える化」推進費

48(36)

- ・環境研究総合推進費(競争的資金)(再掲)

8,007(7,007)の内数

2. 地域における循環資源の高度利用等

廃棄物・リサイクル分野において、地域における低炭素社会づくりに貢献するため、廃棄物焼却時のエネルギー回収や廃棄物系バイオマスの利活用等を推進する。また、地域循環圏の高度化等、地域からの循環型社会づくりを支援する。

(1) 循環型社会と低炭素社会の統合的実現

エネルギー回収推進施設及びリサイクル推進施設の整備や廃棄物系バイオマスの利活用を推進する等、廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策を強化する。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）	31,235(35,125)
・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	789(1,300)
・(新) 廃棄物系バイオマス利用推進事業	46(0)
・(新) 不法投棄跡地等利用推進事業費補助金	100(0)
・(新) 廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業	57(0)

(2) 循環型社会の高度化に向けたビジョン・戦略の策定

中長期の循環型社会づくりに向けて2030年の物質循環のグランドデザインを提示するとともに、地域循環圏の発展のための戦略を策定し、循環型社会の構築を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業	10(0)
・低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	57(64)

3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進

人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすPCB廃棄物、アスベスト廃棄物を始めとした有害廃棄物等の適正かつ安全な処理を推進する。また、不法投棄等の残存事案への着実な対応を図る。

【主な予算措置】	百万円
・特別管理廃棄物処理基準等設定費	36(11)
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	97(107)
・クリアランス廃棄物管理システム整備費	20(18)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670(3,670)

四 安全・安心な生活を実現するための取組

国民の安全と安心の確保は、環境行政の原点である。水俣病を始めとした公害健康被害対策等に引き続き真摯に取り組む。

また、新たな課題を踏まえ、国民の安全・安心の基礎となる環境管理及び化学物質対策を着実に実施する。

さらに、我が国の高い能力を活用して海外における環境管理の向上に貢献するとともに、これを我が国の成長に活かす取組を推進する。

1. 水俣病を始めとする公害健康被害者対策等

水俣病被害者救済特別措置法や閣議決定等に基づき、水俣病被害者の救済や、水俣病発生地域の振興、医療・福祉施策の充実等に取り組むとともに、石綿健康被害の救済、毒ガス弾等対策を着実に実施する。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	12,510(11,591)
・(新)石綿関連疾患統合データベース構築事業	17(0)
・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	106(110)
・有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284(284)

2. 国民の安全・安心の基礎となる環境管理の推進

身近な大気生活環境保全対策を推進するとともに、交通環境負荷の低減等に取り組む。また、多面的な負荷削減対策による水環境の改善、土壌・地下水汚染等の未然防止やリスク管理を進める。さらに、環境管理の分野において我が国の能力を活かしたアジア等への戦略的な国際協力を推進するとともに、越境汚染対策に取り組む。

(1) 身近な大気生活環境の保全

微小粒子状物質（PM2.5）に関する総合的な対策の推進や、石綿の飛散防止対策の徹底を図る。また、風力発電施設からの騒音・低周波音の低減対策を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・有害大気汚染物質等対策推進費	173(216)
・微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費	251(200)
・アスベスト飛散防止総合対策費	49(54)
・低周波音の影響に関する検討	17(19)

(2) 次世代自動車の導入促進を始めとする交通環境負荷の低減

次世代自動車等の普及促進・技術開発を推進するための事業を実施するとともに、自動車NOx・PM法など自動車等大気汚染対策に関する次期枠組の検討を行う。

【主な予算措置】	百万円
・自動車等大気環境総合対策費（うち将来対策検討費）	246（ 202）
・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	70（ 82）
・先進的次世代車普及促進事業	175（ 145）

（３）多面的な負荷低減対策、リスク管理の徹底による水・土壌環境等の改善

湖沼の水質保全施策の総合的な見直しや閉鎖性海域の水質の一斉点検を行うとともに、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度、土壌環境の特性を踏まえた基準等、農薬の生態リスクの新たな評価手法等を検討すること等により、水環境の保全等を図る。

【主な予算措置】	百万円
・（新）窒素、りん排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検	13（ 0）
・（新）湖沼流域水循環健全化事業	100（ 0）
・地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費	17（ 11）
・土壌汚染調査・対策手法等検討費	130（ 135）
・（新）農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	11（ 0）

（４）単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進

1,800万人に及ぶ汚水処理施設の未普及人口を解消するため、浄化槽整備を推進、特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方を検討する。また、日本のし尿処理システムの国際的普及を図っていく。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）	10,527（11,688）
・（新）民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費	7（ 0）
・し尿処理システム国際普及推進事業費	16（ 20）

（５）水ビジネスやコベネフィット・アプローチなど「安全・安心」のアジアへの展開

安全・安心の基礎となる環境管理の分野においても、我が国の高い能力を成長に活かしていく取組が必要である。また、我が国は食料等の多くを輸入に頼っているため、水の問題は安全保障に直結している。このような認識の下、アジアの近隣諸国の水環境の改善を図るためのモデル事業を行う。

また、コベネフィット・アプローチの推進のための取組やアジア各国共通の環境対策技術の実証・認証制度の構築に向けた取組を実施する。

【主な予算措置】	百万円
・コベネフィット・アプローチ推進事業	152（ 80）
・（新）日中窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業	66（ 0）
・（新）アジア水環境改善モデル事業	40（ 0）
・日本モデル環境対策技術等の国際展開	129（ 146）
・CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費（再掲）	804（ 704）

(6) 越境汚染対策の推進

我が国への影響が懸念される黄砂、海洋ゴミ等の越境汚染対策に係る日中韓等の枠組を通じた協力を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・越境大気汚染対策推進費	388(431)
・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	85(96)
・漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業費	125(220)

3. 化学物質対策の推進

子どもの健康や生態系への配慮、国際的対応といった観点から、包括的な化学物質対策を積極的に推進する。

(1) 包括的な化学物質対策の確立や新たな課題への対応

化学物質の製造から廃棄までの全段階を通じた対応、予防的アプローチを踏まえた未解明問題への対応、様々な主体の参加促進等により、包括的な化学物質対策の確立を図る。

また、大規模な疫学調査等を通じて子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。

【主な予算措置】	百万円
・優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業	65(51)
・(新) 高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務	24(0)
・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	345(255)
・(新) 国民参加型の政策形成推進事業	2(0)
・子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)	4,640(3,140)

(2) 国際的な課題への対応

国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに貢献し、「水俣条約」の実現に向けて取り組む。また、アジア諸国の化学物質対策の向上に向けて連携を強化する。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 水銀規制に関する条約制定推進事業	63(0)
・国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	50(69)
・P O P s (残留性有機汚染物質) 条約総合推進費	196(220)
・日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	23(19)
・(新) アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業	11(0)

Ⅱ. 平成 23 年度環境省税制改正要望の結果について

平成 22 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

(1) 「地球温暖化対策のための税」の導入

平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）において、以下のように盛り込まれた。

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

6. 環境関連税制

(1) 地球温暖化対策のための税の導入

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990 年代以降、燃料などの CO₂ 排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じた CO₂ 排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源 CO₂ が占めており、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、地球温暖化対策等を強力かつ十分に推進することにより、エネルギー起源 CO₂ を 2030 年に 1990 年比▲30%程度、もしくはそれ以上削減することを見込んでいます。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については 1 キロリットル当たり 760 円、ガス状炭化水素は 1 トン当たり 780 円、

石炭は1トン当たり670円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

(2) 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税

国及び地方の財政事情は引き続き非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。

軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。

(3) 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討します。

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 平成23年度税制改正

5. 消費課税

(1) 地球温暖化対策のための税

① 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せします。

② 「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりになります。

	原油・石油製品 〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石炭 〔1t当たり〕
現行	2,040円	1,080円	700円
改正案	2,800円	1,860円	1,370円

③ 上記の改正は平成23年10月1日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講じます。

	原油・石油製品 〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石炭 〔1t当たり〕
現行	2,040円	1,080円	700円
平成23年10月1日	2,290円	1,340円	920円
平成25年4月1日	2,540円	1,600円	1,140円
平成27年4月1日	2,800円	1,860円	1,370円

④ 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている次のイからホについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。

イ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等

ロ 輸入特定石炭

ハ 沖縄発電用特定石炭

ニ 輸入・国産農林漁業用A重油

ホ 国産石油アスファルト等

⑤ 次のイからニについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成25年3月31日までの

間、免税・還付措置を設けることとします。

イ 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に
利用される輸入石炭

ロ 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油
及び軽油

ハ 鉄道事業に利用される軽油

ニ 国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料

⑥ その他所要の措置を講じます。

9. 検討事項

[国税]

(11) 地球温暖化対策については、今回「地球温暖化対策のための税」として、CO₂排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠です。各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行った上で、必要に応じ、税の名称等についても、更に検討を行ってまいります。

(12) 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。

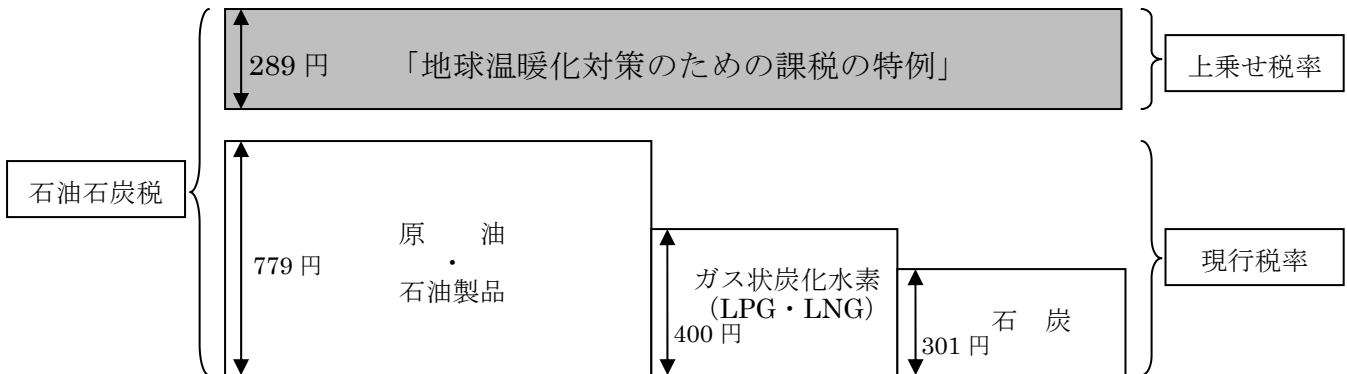
[国税・地方税共通]

(4) 車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

(参考) 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率

※第23回税制調査会資料より



※ また、国際連帯税について、平成23年度税制改正大綱において、以下のように盛り込まれた。

(3) 国際連帯税

国際連帯税については、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国等で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。今後、税制調査会専門家委員会においてとりまとめられた「国際課税に関する論点整理」も参考にしつつ、真摯に検討を行います。

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長(所得税)

既存住宅に係る一定の省エネ改修工事(※)をした場合の所得税額の特別控除については、税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額とする見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ※ ①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事(①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの、⑤については一定のものに限る。)

(3) 低公害車用燃料供給設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産（天然ガス充てん設備、水素充てん設備、充電設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その適用期限を2年延長することとされた。

(4) 環境関連投資促進税制の創設（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができる措置を講ずることとされた。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされた。

また、中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合に、選択適用できることとされた取得価額の7%の法人税の税額控除を法人住民税に適用することとされた。

(5) 環境未来都市整備地域における特例措置の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

環境未来都市整備促進法（仮称）に基づき、税制のグリーン化等による環境未来都市の支援を行う特例措置の創設については、今回は見送った。

2 公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の5分の3とする措置を、同法に基づき、特定特殊自動車に対して、その定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずることとされた。

(2) PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却の延長（所得税、法人税）

PCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却制度については、特別償却率を現行の初年度14%から8%に引き下げた上で、適用期限を1年延長することとされた。

(3) 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長（不動産取得税）

日本環境安全事業株式会社が取得するPCB廃棄物処理事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その適用期限を3年延長した上、廃止することとされた。

(4) 産業活力再生特別措置法に基づく税制優遇措置の延長・見直し（不動産取得税）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置について、対象となる計画類型を中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を1年延長することとされた。なお、平成23年3月31日までに事業再構築事業計画等の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講ずることとされた。

3 自然環境の保全・環境保全活動の促進

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、延長が行われないこととされた。

(2) 国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置の創設（相続税）

自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地（環境大臣と風景地保護協定を締結しているなど一定の要件を満たすものに限る。）について、相続税の物納劣後財産に該当する場合であっても、物納劣後財産に該当しないものとみなす措置を講ずることとされた。

※ 平成 23 年 4 月 1 日以降に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

(3) 生物の多様性の保全を目的として民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る非課税措置の創設（不動産取得税、固定資産税）

公益社団法人及び公益財団法人であって生物の多様性の保全を目的とするものが、その目的のために取得する土地については、不動産取得税を非課税とし、また、その目的のために所有する土地については、固定資産税を非課税とする税制上の特例措置の創設については、今回は見送られた。

(4) 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置の創設（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【新規】

- 個人の認定NPO法人に対する寄附金（総所得金額等の 40%相当額を限度）の額が 2,000 円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を所得税額から控除することとされた。
- 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようにすることとされた。

- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を 2,000 円（現行 5,000 円）に引き下げることとされた。
- その他所要の措置を講じることとされた。

（５）環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置の創設（固定資産税、都市計画税）

自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会（以下「体験の機会」という。）として地方公共団体又は国から認定を受けた土地又は建物について、当該土地又は建物を、地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む協議会又は認定特定非営利活動法人等が体験の機会として利用する場合、その程度に応じて、当該土地又は建物の所有者に対する固定資産税及び都市計画税を減免する措置の創設については、今回は見送られた。

4 研究開発の促進

（１）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（所得税、法人税）

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例について、控除上限の引き上げ措置の恒久化等の今回の要望は認められず、適用期限の到来をもって廃止することとされた。

Ⅲ. 平成23年度環境省財政投融资の概要

日本政策金融公庫において、中小企業に対する現行の環境・エネルギー対策貸付を継続して実施しつつ、以下の点について拡充を行う。

1. 廃棄物の再生利用等の促進

廃棄物処理法の改正を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び循環的利用を一層促進するため、産業廃棄物処理関連施設に係る設備投資に対する低利融資について、熱回収施設設置者認定を受けるようとする事業者による熱回収施設の設置等に係る貸付利率を現行より低利にする。

2. 低公害車等の普及の促進

低公害車等の普及を促進するため、低公害車等の取得に係る設備資金に対する低利融資について、プラグインハイブリッド自動車及び燃料供給設備（充電設備及び天然ガス充電設備）を融資の対象に追加する。

3. 低公害型のオフロード車の普及の促進

排出ガス規制の強化等を受けて、低公害型のオフロード車の普及を促進するため、新基準適合車の取得に係る貸付利率を現行より低利にする。

4. 中小企業の環境配慮経営の促進

中小事業者における環境配慮への取組を一層促進するため、エコアクション21の認証取得企業又は取得見込み企業の環境配慮に係る設備資金及び長期運転資金に対する低利融資制度について、環境配慮型製品・サービスの研究・開発のための長期運転資金を融資の対象に追加する。